

石狩市骨髄ドナー助成制度のご案内

～1人でも多くの患者さんを救うためには、1人でも多くのドナー登録が必要です～

石狩市では、骨髄等（骨髄又は末梢血幹細胞）の提供を行ったドナーの方に助成金を交付しています。

※骨髄等を提供できる年齢は20歳以上55歳以下です。

助成対象者

次の全ての項目に該当する方

- ☐ 日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において骨髄等の提供を完了した方
(骨髄等の提供に関する最終同意を行った後に、提供者の自己都合以外の理由により提供が中止になった方を含みます。)
- ☐ 骨髄等の提供に関する他の助成金等を受けていない方
- ☐ 骨髄等を提供した日等において、石狩市に住民登録のある方
- ☐ 市税を滞納していない方

助成金の額

骨髄等の提供のために必要な以下の通院、入院及び面談に要した日数 一日あたり1万円。
(最大10日間、10万円を限度とします。)

- (1)健康診断又は自己血の採血のための通院、入院
- (2)骨髄等の採取のための入院
- (3)その他日本骨髄バンク又は医療機関が必要と認める通院、入院及び面談

申請方法

次の書類を提出してください。

- (1)石狩市骨髄ドナー助成金交付申請書兼請求書 ※市ホームページからダウンロードできます
- (2)日本骨髄バンクが発行した骨髄等の提供が完了したこと等を証明する書類の写し
- (3)骨髄等の提供に係る通院、入院及び面談をした日を証明する書類の写し
- (4)振込先口座が確認できる書類の写し（通帳等）
- (5)申請者の本人確認書類の写し（運転免許証等）

申請期限

骨髄等の提供が完了した日から90日を経過する日 又は
骨髄等の提供が完了した日の属する年度の末日 のいずれか早い日

申請方法

申請書類を下記まで郵送または持参

■ 申請・問い合わせ 〒061-3216 石狩市花川北 6 条 1 丁目41番地 1 りんくる内
石狩市健康推進部健康推進課
電話：0133-72-6124 / メール：kenkous@city.ishikari.hokkaido.jp

詳しくは、市ホームページをご確認ください⇒



市ホームページ